

■ 18歳以上が投票できるのはいつから？

2015年の法律改正は6月17日参議院本会議で全会一致で可決、成立しました。翌々日の6月19日に法律第43号で公布され、「公布の日から起算して一年を経過した日から施行する」と定められているため、平成28年6月19日から施行されることとなります。

そして、施行日以降初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙または参議院議員の通常選挙の期日の公示日のいずれか早い日以後に適用され、その後の地方公共団体の長ならびに議会議員

選挙にも適用されます。

安倍内閣は6月2日の閣議で参議院議員の通常選挙を6月22日公示、7月10日投票と決めましたので、法律施行後初めての国政選挙となり、全国で18歳と19歳のおよそ240万人が新たに有権者に加わる見通しです。

投票日は7月10日になりました

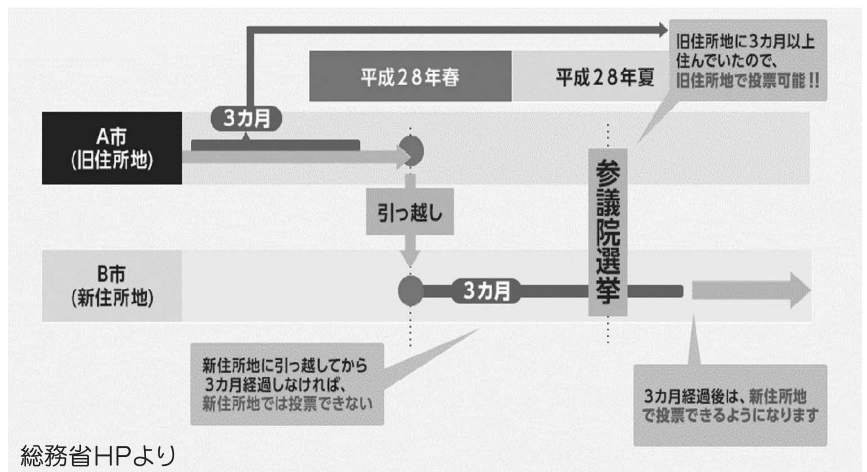
年齢は法律上、誕生日の前日が終わる時に1歳増える決まりのため、平成10年(1998年)7月11日生まれの方まで投票できることとなります。

■ 今年の春に引っ越された方は、注意が必要です

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿の登録は、住民票がある自治体で行われ、選挙の公示日前日までに3ヶ月以上住んでいる必要があります。そして、選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。

新しく有権者となる18歳、19歳の方が今年の春に引っ越しをした場合、新しい住所地で投票できないことがあります。

ただし、旧住所地に3ヶ月以上住んでいた場合、旧住所地で投票できます。選挙当日に、旧住所地の投票所に行って投票するか、投票日前でも旧住所地の期日前投票所に行って投票することができます。旧住所地に行けない場合は、不在者投票制度を活用することができます。



期日前投票～仕事や買い物などで投票日に行けない場合など、投票日前に市区町村の選挙管理委員会が指定する場所で投票ができます。

不在者投票～入院先の病院など、住んでいる市区町村の投票所以外の場所で投票ができます。郵便で投票ができる場合もあります。

■ 選挙運動○×

公示・告示日から投票日の前日までインターネット等を利用する方法によって選挙運動ができますが、規制がありますので注意が必要です。

○これはできる

- ・選挙運動メッセージをホームページやブログに書き込む
- ・選挙運動メッセージをフェイスブックやツイッターに投稿する
- ・選挙運動の様子を撮影した画像を動画投稿サイトに投稿する



あなたの一票大切に

×これはできない

- ・有権者の電子メールを使った選挙運動
- ・ホームページや電子メールを印刷して配る
- ・18歳未満の選挙運動